

注目すべき権利制限②

著作権法第35条

学校その他の教育機関における複製・公衆送信等

注目すべき権利制限②

授業の過程における複製等

(著作権法第35条1項)

学校その他の教育機関において

- ① 教育を担当する者及び授業を受ける者は、
- ② その授業の過程における利用に供することを目的とする場合、
- ③ その必要と認められる限度において、
- ④ 著作権者の利益を不当に害することとしない範囲で、
- ⑤ 公表された著作物を複製、公衆送信、公衆伝達することができる

著作権法第35条

学校その他の
教育機関

組織的、継続的に教育活動を営む非営利の教育機関。学校教育法その他根拠法令（地方自治体が定める条例・規則を含む）に基づいて設置された機関と、これらに準ずるところをいいます。

該当する例
(カッコ内
は根拠法令)

- ・幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、各種学校、専修学校、大学等（学校教育法）
- ・防衛大学校、税務大学校、自治体の農業大学校等の大学に類する教育機関（各省の設置法や組織令など関係法令等）
- ・職業訓練等に関する教育機関（職業能力開発促進法等）
- ・保育所、認定こども園、学童保育（児童福祉法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律）
- ・公民館、博物館、美術館、図書館、青少年センター、生涯学習センター その他これに類する社会教育施設（社会教育法、博物館法、図書館法等）
- ・教育センター、教職員研修センター（地方教育行政の組織及び運営に関する法律等）
- ・学校設置会社経営の学校（構造改革特別区域法、営利目的の会社により設置される教育機関だが、特例で教育機関に該当）

改正著作権法35条運用指針について | 一般社団法人 授業目的公衆送信著作権等管理協会 (sartras.or.jp)

著作権法第35条

- ① 教育を担当する者及び授業を受ける者

・教育を担当する者＝授業を実際に行う人

・授業を受ける者
＝教育を担当する者の学習支援を受けている人

・指導下にある人

著作権法第35条

② その授業の過程における利用に供することを目的とする場合

・「授業」

学校その他の教育機関の責任において、その管理下で教育を担当する者が学習者に対して実施する教育活動

・「授業の過程」には、授業の準備段階や授業後の事後検討、予習・復習も含む

著作権法第35条

③ その必要と認められる限度において、

④ 著作権者の利益を不当に害することとならない範囲で、

- ・複製部数あるいは公衆送信の受信者の数は、教育を担当する者及び授業を受ける者の数を超えないこと。
- ・著作物の全体ではなく小部分の利用に止める。
- ・但し、小部分の利用が返って著作権者人格権の侵害になるような場合は全部の利用が認められる(俳句・詩など短い言語の著作物、写真、絵画など)。

※著作物の教育利用に関する関係者フォーラム「改正著作権法第35条運用指針(令和3(2021)年度版)」(2020年12月)より

著作権法第35条

⑤ 公表された著作物を複製、公衆送信、公衆伝達することができる

複製	著作物の一部又は全部を有形的に再製すること (例)手書き、キーボード入力、印刷、写真、複写、録音、録画
公衆送信	放送、有線放送、インターネット送信などの方法により不特定又は特定多数に著作物を送信すること (例)著作物を利用した(映った)オンライン授業の配信
公衆伝達	公衆送信された著作物を受信装置を用いて公に伝達すること (例)ネット上の動画を授業中に受信し、教室に設置されたディスプレイ等で児童・生徒に視聴させる

著作権法第35条

⑤ 公表された著作物を複製、~~公衆送信~~、公衆伝達することができる

複製	著作物の一部又は全部を有形的に再製すること (例)手書き、キーボード入力、印刷、写真、複写、録音、録画
公衆送信	放送、有線放送、インターネット送信などの方法により不特定又は特定多数に著作物を送信すること (例)著作物を利用した(映った)オンライン授業の配信
公衆伝達	公衆送信された著作物を受信装置を用いて公に伝達すること (例)ネット上の動画を授業中に受信し、教室に設置されたディスプレイ等で児童・生徒に視聴させる

補償金が必要!!

